

京都市会情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第34号）（市会事務局政務調査課）

京北町の区域の編入に伴い、当該編入の日前に京北町情報公開条例の規定により京北町議会に対し公文書の開示の請求を行ったもの等に関し、必要な経過措置を定めることとしました。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することとしました。

京都市会情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第34号

京都市会情報公開条例の一部を改正する条例

京都市会情報公開条例の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを「(この条例の施行に伴う経過措置)」に改め、附則に次の3項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 3 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧京北町情報公開条例(以下「旧町条例」という。)第5条の規定による公文書の開示の請求(議会に対するものに限る。以下同じ。)を行ったものであって、編入日前に旧町条例第9条第1項の規定による決定を受けていないものは、第7条の規定による公開の請求を行ったものとみなす。
- 4 編入日前に、旧町条例第9条第6項の規定により第三者(本市、京北町、国、本市以外の地方公共団体及び旧町条例第5条の規定による公文書の開示の請求を行ったもの以外のものをいう。)の意見を聴いた場合において、当該第三者によって提出された書類が第14条第3項に規定する反対意見書に相当すると認められるときは、反対意見書の提出があったものとみなす。
- 5 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為(議会が行い、又は議会に対して行ったものに限る。)は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。